



子どもの健康のため徒歩登校を！！



6月22日の朝、うるま警察署による街頭指導がありました。歩道に乗り上げたり、車道で一次停止しての降車は、禁止ですとの指摘を受けました。一次停止のポールは警察署によるものです。また、給食センターは、行事の際に駐車場をお借りしていますので、送迎に利用しないようお願いいたします。子ども達にルールの大切さを教えるためにも大人から手本を示しましょう。

さて、学校では、徒歩登校をお願いしています。その理由は次の通りです。

子どもの体力の向上・・・沖縄県は、これまで長寿県と変わっていましたが、食生活の欧米化や車社会の影響が大きな原因ではないかと言われています。祖父母の幼かった頃は、徒歩登校は当たり前でした。健康で長生きしている方が多いのではないかと思います。また、早朝や夕方、健康づくりのために、歩道や公園を散歩する人の姿を見かけますが、健康を気遣っての事だと思います。子どもの将来の健康のためにも徒歩登校をお願いします。

自然と触れ合い・・・興南高校野球部監督「我喜屋優」氏は、部員に毎朝地域に出てゴミ拾いをさせているそうです。日々の情景の細やかな変化に「気づく」ことが、スポーツを志す上で大切であると述べていました。徒歩登校をすると自然に四季の変化を肌で感じることも出来るようになります。感性を磨く場として大変有効です。

人と触れ合い・・・登校時に、1年生の子どもが友達と楽しそうに登校する姿を毎日見かけます。また、また、兄弟で仲良く登校する子どももいます。近くに住んでいる子ども同士で登校する子ども達もいます。そんな姿を見ていると、大変嬉しくなります。子ども同士の関わり合いが知らず知らずのうちに形成されていると感じます。また、交通安全ボランティアの皆様との触れ合いもあります。

脳の覚醒・・・朝起きて食事をとり、徒歩で学校に向かう子どもは、脳が活性化されていると思います。ですから、授業が始まってから、すぐに学習に取り組むことができると思います。朝の目ざめにも徒歩登校は大変有効です。

自立と忍耐力・・・子ども達の忍耐力が年々低下しているように感じています。一つの事に長続きしなかったり、苦手なことに取り組もうとしなかったり、すぐ諦める子どももいます。月曜日に大きな荷物を沢山抱えて徒歩で登校する子どもには「自分を鍛えると思って下さい。頑張ってください。」とエールを送っています。雨の日も風の日も自力で登校することが子どもにも知らず知らず忍耐力をつけているのだと思います。

学校では、以上のようなことから徒歩登校を勧めています。交通安全ボランティアが立っている歩道で学校から500メートル以上の徒歩登校をお願いします。

家庭で自転車の安全指導をお願いします。



7月1日(水)に、あげな自動車学校で、4年生を対象とした自転車教室が行われました。点検の仕方・安全な走行など、丁寧に指導して下さいました。

保護者の皆様にも、知っておきたい情報を提供します。

自転車事故による賠償請求

平成20年9月22日午後6時50分ごろ、神戸市北区の住宅街の坂道で起きた。当時11歳(5年生)だった少年は帰宅途中、ライトを点灯しマウンテンバイクで坂を下っていたが、知人と散歩していた女性に気



づかず正面衝突。女性は突き飛ばされる形で転倒し、頭を強打。一命は取り留めたものの意識は戻らず、4年以上が過ぎた今も寝たきりの状態が続いている。裁判で女性側は、自転車の少年は高速で坂を下るなど交通ルールに反した危険な運転行為で、**母親は日常的に監督義務を負っていたと主張し、計約1億590万円の損害賠償を求めた。**一方、母親側は少年が適切にハンドル操作し、母親もライトの点灯やヘルメットの着用を指導していたとして過失の相殺を主張していた。しかし、判決で田中智子裁判官は、**少年が時速20～30キロで走行し、少年の前方不注意が事故の原因と認定。事故時はヘルメット未着用だったことを挙げ、「指導や注意が功を奏しておらず、監督義務を果たしていない」として、母親に計約9500万円の賠償を命じた。**

以上のように、保護者の監督責任に問われるケースもありますので、自転車に乗せる場合は、交通ルールを守ること、自分の命も他人の命も守ることを指導してから乗せるようにしましょう。また、自転車を自賠責保険に入ることもしないかもしれません。

また、道路交通改正法で11歳から適応される禁止項目を乗せませす。

- 1、信号の指示を無視すること
- 2、路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- 3、歩道を徐行せずに通ること
- 4、自転車専用レーンの枠外を通ること
- 5、歩道のない道で歩行者の通行を妨げること
- 6、閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
- 7、交差点で優先されている車両の通行を妨げること
- 8、交差点で車両の通行を妨げるように右折すること
- 9、右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうこと
- 10、一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
- 11、歩道で歩行者の通行を妨げること
- 12、ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
- 13、お酒を飲んだ自転車の運転
- 14、前方不注意などの行為

違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間に「安全講習」を受講する義務が発生しています。周知のために、特別号を出しました。